

難波津木簡再検討

乾 善彦
(いぬい・よしひこ)

はじめに

ここ数年、万葉集や「仮名」を考える上で注目すべき木簡が相次いで報告された。

まず、二〇〇六年十月に難波宮跡から「皮留久佐乃皮斯米之刀斯」とよめる木簡が発見され、七世紀中ごろのものとされる。おそらく、仮名でウタらしきものが書かれたものとしては、現在のところ最も古いものといえる。これが注目されるのは、単に仮名書の最古のものとしてだけでなく、それが、ウタを書くために用意され、それ以外の用途に再利用された形跡がない点である。つまり、裏面は整形されておらず片面にウタだけを書く目的で材が用意されたものと思われる。しかも、文字が比較的丁寧な態度で大きく書かれており、まさにウタを清書したものとしか思えないものである。これを機に栄原永遠男によつて、「歌木簡」ということが提唱されるにいたつた（栄原二〇〇七、二〇〇八）。「歌木簡」とは、従来、ウタが書かれた木簡が習書や落書として扱われてきたのに対し、最初から歌を書く目的で材が用意されて、おもに典礼の場で使用されたものをいう。

「はるくさ」木簡の発見を機に、栄原によつて、ウタの書かれた木簡が再調査された結果、二〇〇八

年五月に、紫香楽宮跡とされる滋賀県宮町遺跡から出土した木簡に、「なにはづ」の歌の裏面に「あさかやま」の歌が書かれていたことが発見された。この発見によって、はじめて万葉集に載せられている歌と同じ歌句を持つウタが木簡に確認されるとともに、古今集仮名序に「うたのちちはは」とされるつがいが、仮名序から約百五十年さかのぼる時点すでに存していたことが考えられるようになつた（注1）。

その後、二〇〇八年十月には、万葉集に載ると同じ歌句が書かれた木簡が二点、あいついで報告されている（注2）。本稿では、ウタが書かれた木簡のうち、とくに多数のものが「なにはづ」の歌であることに注目して、「なにはづ」の歌が書かれた木簡を多角的に眺めることによって、それが含む問題点について若干の整理をしておきたい。

一、「なにはづ」の歌

「なにはづ」の歌は、古今集仮名序に、「あさかやまのことば」とあわせて、「歌の父母のやうにてぞ、手習ふ人の、はじめにもしける」としるされるものであり、同じく仮名序に「そへ歌」としてのせられる、「なにはづに さくやこのはな ふゆこもり いまははるへと さくやこのはな」のことであると考えられる。仮名序には次のようにある。

なにはづのうたは、みかどのおほむはじめなり。

〈おほさゝぎのみかど、なにはづにて、みこときこえける時、東宮をたがひにゆづりて、くらゐにつきたまはで、三とせになりにければ、王仁といふ人のいぶかり思ひて、よみてたてまつ

りける哥也。この花はむめの花をいふなるべし。』

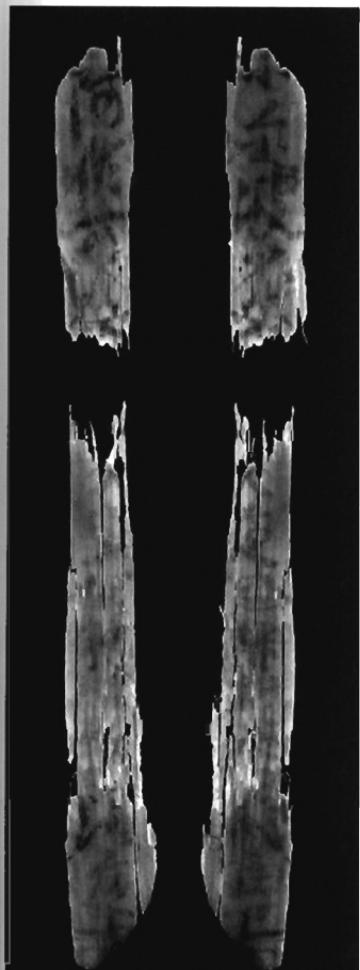
あさか山のことばは、うねめのたはぶれよりよみて、
「かづらきのおほきみを、みちのおくへ、つかはしたりけるに、くにのつかさ、事おろそかな
りとて、まうけなどしたりけれど、すさまじかりければ、うねめなりける女の、かはらけとり
て、よめるなり。これにぞ、おほきみのこゝろとけにける。』

このふたうたは、うたのちゝはゝのやうにてぞ、てならふ人の、はじめにもしける。そもそも、う
たのさま、むつなり。からうたにも、かくぞあるべき。そのむくさのひとつには、そへうた、お
ほきゝぎのみかどを、そへたてまつれるうた、

なにはづにさくやこのはな冬ごもりいまははるべとさくやこの花

といへるなるべし。

(古今集仮名序・へゝ内は、小字に書かれるテキストによって、古注によるものと考える。本文は旧版
の日本古典文学大系(岩波書店)により、古注部分など、体裁を私に整えた。)



柴香楽宮跡（宮町遺跡）歌本簡
「なにはづ」「あさかやま」表裏
写真提供：甲賀市教育委員会歴史文化財課

先に述べたように、紫香楽宮跡とされる滋賀県宮町遺跡から出土した木簡に、「なにはづ」の歌と「あさかやま」の歌が表裏に書かれていたことによつて、このつがいが、仮名序から約百五十年さかのぼる八世紀中頃に、すでに存していたことが明らかになつた。もちろん、この木簡のつがいが、意図的なもののかどうか、仮名序と直接結びつくものかどうかには、慎重でなければならぬけれど、やはり、貫之の創意だけにとどまらない解釈が必要となろう。ちなみに、真名序では「難波津之什」と「富緒川之篇」がつがえられており、「富緒川之篇」は聖徳太子の「いかるがや とみのをがはの たえはこそ わがおほきみの みななわすれめ（結句には異文がある）」と考えられ、仮名序とはまつたく趣のことなるつがいとなる。

この二首の歌が、なぜ「手習い」の歌とされたのかは、さだかではない。文字を覚えるだけならば、同じ句を繰り返す「なにはづ」の歌は、異なる音の数が少なく、非効率的ともいえるが、見方をかえれば、同じ句を繰り返し書くことで、かえつて文字を書くことの習得（あるいは歌を書くことの習得）には効果があるともいえる。その点からすれば、「あさかやま」の歌にも「あさ」の繰り返しがある。ただし、「あさかやま」の歌は、いわゆる相聞の歌で、掛詞・序詞の技法を含んでおり、単に文字を習得するだけでなく、歌の詠み方の習得の意味もあつたとおもわれる（注3）。

「なにはづ」の歌も、その点では、読み方の手本ともなる歌である。仮名序では、「ちちはは」の記述に統いて、「そへ歌」であるとされる。「そへ歌」は、真名序に和歌の六義としてあげられる「風・賦・比・興・雅・頌」の「風」にあたる。これは『詩經』大序によるもので、「上以風化下、下以風刺上」

とされる。うたわれたことがらの背後に真意があり、上はこれによつて下を教化し、下は上を風刺するという。「風」はまた「諷」であり、『日本書紀』神武紀に「初天皇草創天基之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥大来目部、奉承密策、能以諷歌・倒語、掃蕩妖氣。倒語之用、始起乎茲。」の「諷歌」に「ソヘウタ」の訓が付される。

仮名序では、古注によると皇位を譲り合つて即位しない「おほさゝぎのみかど」（仁徳帝）を「そへたてまつ」（風刺）つたものとされる。現在からすれば、譬喩歌にあたるような含意をそなえたものであり、「みかどをそへたてまつる」という特殊な事情を考慮すべきであろう。和歌のさまが六つあるその最初である「そへ歌」によつて、『古事記』中巻の始まりである「仁徳帝」を「そへ」た歌であることをによつて、伝承される和歌としてはひとつ特異な位置をしめることとなり、それが、歌作の手本ともなりえたものと思われる。

ただし、それが「歌の父母」であるだけでなく、「手習ふ人のはじめ」にもされていて、やはり、文字の習得にこの歌がどう扱われていたかも考えておく必要がある。そこで注意しておきたいのは、これが王仁博士の歌だということである。

王仁博士は『古事記』応神天皇条に、

又、科賜百濟国、若有賢人者貢上、故、受命以貢上人、名和迩吉師、即論語十巻・千字文一巻、併十一巻、付是人即貢進。

とあり、百濟から論語・千字文を伝えた人物として描かれている。この伝承は、千字文の成立年代と伝

（『古事記』中巻）

承の年代とがあわないことから、信憑性を疑われているが、問題は「論語・千字文」が、七～八世紀の官人たちの基礎教養であり、これを習書した木簡も各地から出土していることから、官人たちの「手習い」にこれらが必要不可欠のものであつたと考えられることである。それを王仁博士がもたらしたといふ「伝承」は、仮名習得の手習いとして、王仁博士の作と「伝承」される「なにはづ」の歌が利用されたことと、奇妙に符合するのである。

「手習い」つまり文字を書くということと、王仁博士がわが国にはじめて典籍をもたらしたこととが、密接に関係して、七～八世紀の官人たちにとって、これらを習書することが、文字や文章の、ひいては歌の上達につながると考えられたのではなかろうか。「なにはづ」の歌が、木簡だけでなく、土器や建物にも確認できるのに対しして、その他の木簡の歌らしきものには、複数の例が見当たらないことは、「なにはづ」の歌が特殊であることを示しており、その特殊性は、このあたりに求められるのではないとと思うのである。

二、木簡に書かれた「なにはづ」の歌

現在までに、確認されている「なにはづ」の歌は、「奈尔」「奈尔波」などの断片まで含めると相当数のものがあり、それは、木簡だけにとどまらず、もとより知られていた、有名な法隆寺五重塔初層天井組木落書や、土器に墨書されたもの、あるいは瓦にへら書きされたものもある。それらは、以前は落書や習書として一括されること多かつたが、法隆寺五重塔の場合、単なる落書ではなく、呪術的な要素をみとめる考えが示されているし、土器についても、中には落書というだけでは済まされないものも考えられている(注4)。木簡についても、先にふれたように「歌木簡」という観点から、ある種の典礼の

場において用いられたことが考えられており、やはり、それぞれの資料が、どのようなものに、なにによつて、どのように書かれているかを、個別に考える必要があろう。単に習書でないものは、それぞれの目的が解明されなければならないからである。いま、その全体について言及する用意はないが、木簡については、その形状までふくめて、栄原の詳細な報告と犬飼隆による考察があり、それらを参考しながら、「なにはづ」の歌が一字一音の「仮名（漢字の表音用法）」で木簡に書かれていることの意味を考えてみたい。

最近に報告されたものまで含めて、木簡に見られる「なにはづ」の歌は、森岡隆（二〇〇八）の報告に一覧されているが、それを参照しながら、そのうちの主なものをあげて、その文字だけを示すと次のようなものがある（木研は『木簡研究』、飛は『飛鳥・藤原京出土木簡概報』、城は『平城京出土木簡概報』。文献の所在については、奈良文化財研究所木簡データベースによつた。訛文については、私案等にしたがつて、変更した部分がある）。

- a・奈尔波ツ尔佐児矢己乃波奈□□（石神遺跡、木研二六・飛一七）
- b・奈尔皮　・移久佐□（正カ）（石神遺跡、飛一七）
- c・乃皮奈己（石神遺跡、飛17）
- d・奈尔波ツ尔作久矢己乃波奈（觀音寺遺跡、木研二二）

* 文字の右にも「奈尔□・・」の文字が確認できることが報告されている。

- e・□尔□（波カ）□尔／奈尔波□（都カ）尔佐久□□〔夜己カ〕乃波□〔奈カ〕／奈尔波（觀音寺遺跡、十二号木簡）

f・奈尔皮ツ尔佐久矢己乃皮奈泊由己母利伊真皮々留マ止／佐久□□（藤原京、木研二五・飛一六）

*「泊」は「布」であることが、確認され訂正されている（市大樹氏のご教示による）。

g・奈尔波都尔佐（西河原宮ノ内遺跡、木研一九）

h・□〔合カ〕請請解謹解謹解申事解解奈尔波都尔

・佐久夜己乃波奈布由己□（平城宮、木研九・城一九）

i・□〔児カ〕矢己乃者奈夫由己□利伊真者々留部止

・□〔夫カ〕伊己冊利伊真役春口止作古矢己乃者奈（平城京、木研二三・城三六）

*「役（ヤ？）」はおそらく「波（ハ）」の異形、あるいは間違い。「冊」は「母（モ）」の誤った回

帰による覚え間違い、あるいは異形。「口」は部の略体。

j・仁■波ツ仁佐・仁波ツ仁佐久□〔夜カ〕（平城京、木研一六）

*「波」は「彼」のかたち。今、「波」と解しておく。■は「波（彼）」を消す。

k・奈迹波ツ尔□久夜己能波□□由己母（宮町遺跡）

l・□□□□〔波ツカ〕尔佐久□□〔弥己カ〕乃へゝ夫□〔由カ〕己母利□〔伊カ〕（姫路辻井

遺跡、木研二八）

m・奈仁波都□佐久夜（平安京、木研一四）

n・はルマ止左くや古乃是□（高岡東木津遺跡、木研二三）

*「ル」は「流（ル）」の略体。「マ」は「部（ヘ）」の草体。

（・はその面での書き出し、／はその面での改行を示す。）

このうち、栄原二〇〇七が最初に提示した規格、「①二尺や二尺半に及ぶ長大な材の②片面に③一行で歌を書いたもの」に合うのは、a・g・i・k・l・nが考えられるが、gは削り屑であり、裏面は確認できない。また、歌木簡としてだけ利用されたままで破棄されたものは確認されておらず、ほとんど二次利用され、すべての裏面に歌もしくは習書・落書きがある。そうでないものも、何らかの墨痕がみとめられる。iは両面に「なにはづ」の歌が書かれているが、その点ではb・jも同様である（ただし、bは天地がさかさまに書かれている）。先述のkには、「あさかやま」の歌が書かれていた。また、fのように「なにはづ」の歌が二行に書かれたり、d・eのように、「なにはづ」の歌が一面に複数書かれたりするものがある。hは律令文書用語の習書に続けて書かれており、明らかに習書の例であるといえる。jは文字が墨で消されており、mは栄原二〇〇八によると、全体が書かれてはおらず、やはり、習書とみなされる。

三、「なにはづ」の歌の仮名

「なにはづ」の歌の木簡は、七世紀から九世紀まで、また、京域から地方まで、時代的にも地域的にもある程度の幅を持つて同じ歌の表記が見られる点で、仮名の使用の面からも、興味深い資料群だといえる。今までに確認されている「なにはづ」の歌に使用された仮名を眺めると、次のような（）は、音節の通用、もしくは、疑問のあるもの、※は借訓仮名）。

イ・伊、ク・久く（古児※）、コ乙・己（古）、サ・作佐左、ツ・ツ都、ト乙・止、ナ・奈、ニ・尓
迩仁、ノ乙・乃能、ハ・皮波者※は（役彼）、フ・夫布、ヘ乙・部口マ、マ・真※、モ・母（冊）、

ヤ・夜移矢※や（役弥）、ユ・由、リ・利、ル・留ル、【訓字】春〈はる〉

これによると、使用字母が一音節一字母のもの八音節（イ・ト乙・ナ・マ・モ・ユ・リ・（ヘ乙）*「部口マ」は書体の異なり）、一音節二字母のもの五音節（ツ・ノ乙・フ・（コ乙）*「古」は特殊仮名遣いの仮名違い・ル*「ル」は「流」の略体）、一音節三字母以上五音節（ク・サ・ニ・ハ・ヤ）となる。ただし、ひとつの中簡では、一音節にほぼ一字母であり、例外は、k（ニ・尓述）とi（ハ・役（波）者、ク（コ甲）・児古）のみである。また、一音節二字母以上でも、一つの中簡だけにしか見られないものが多い（左・述・能・者・移・（く・古・や・ル））。結局、複数例を見る一音節二字以上のは、サ・作佐、ツ・ツ都、ニ・尓仁、ハ・皮波、フ・夫布、ヤ・矢夜の六音節各二字母ということになる。これらには、詳述は省くが、時代的な偏りや位相差が考えられ、全体としてみると、一音節一字母が指向されるとともに、時代的、地域的な差はそれほどないということになる。また、gやhのように万葉集の主字母（その音節をあらわすのに比較的多く用いられる字母）のみで書かれたものが八世紀には見られる。だとすると、中簡に書かれた「なにはづ」の歌は、歌中簡であるなしに関わらず、それぞれの時代・地域・位相における最大公約数的な文字使用であったことが、考えられる。むしろ、「なにはづ」の歌で一括できる文字使いがあつたのではないか。ただ、そんな中で、宮町遺跡出土木簡のよう、ひとつひとつの木簡には、それなりの個性も考えられるということなのであろう。

宮町遺跡から出土した、「なにはづ」と「あさかやま」の歌を両面に書いた木簡は、いくつかの面で注目されるものである。ひとつには、それが歌中簡だとして、「なにはづ」の歌は、比較的古くから

「なにはづ」の歌に使用される「ツ」を含むとともに、「能」のように万葉集では主字母のひとつでありますながら、木簡のウタ表記には珍しい仮名や、「迹」のように万葉集においても比較的使用の少ない仮名が含まれるのみならず、一音節二字母といういわゆる「変字」がみとめられる。これは、万葉集の仮名書との近さをものがたるものと思われる。木簡のウタの文字使いは、律令官人たちの日用のそれと考えられるが（犬飼二〇〇五）、それは、万葉集との関係でいうならば、決して隔絶したものではなく、付離れの度合いによるが、ゆるやかに連続するものと考えられる（注1および注2の口頭発表）。

おわりに

最後に、宮町遺跡出土木簡が、「なにはづ」の歌に「あさかやま」の歌がつがえられていることについては、そこに古今集仮名序にいうような「手習い」（注5）としての要素を見て取ることができるのではないか。そんな目で見ると、「歌木簡」とされるものまで含めて、手習いの要素を「なにはづ」の歌にみとめることは、「なにはづ」の歌が書かれた木簡全体を見渡していくように思われる。そこには、王仁博士の歌という伝承とともに、文字の上達、ウタを書くことの上達を願つてウタを「書く」という側面があることに、注意する必要があるのでないか。

そこで問題となるのが、「歌木簡」の射程である。柴原二〇〇八には、歌木簡にもいくつかの種類を考える必要性が述べられるし、犬飼もまた、歌木簡に広義と狭義を使い分けている。「歌木簡」を考えることに異論はないが、それを典礼の場と関係付けるには、「典礼の場」の具体性がさらに追求されなければならないだろう。どのような典礼の場であつたかということだけでなしに、どのような人物によって、歌木簡がどのように扱われ、さらに、どのような目的で二次使用にいたるのかということが、明

らかにされなければならないだろう。ウタを唱和するため、披瀝するため以外に、それが「なにはづ」の歌であることの意味として、「なにはづ」の歌を「書く」ということの意義も、そこに考へることはできないであろうか。そのことによつて、「歌木簡」の射程は、さらに広がるものと思われる。

注1 この木簡については、二〇〇八年六月二十九日に奈良女子大学において開催されたシンポジウムと、同年八月三日に中京大学において行われた美夫君志会特別例会において、私見を述べた。

注2 十月十八日付で、万葉集卷七・一三九一と同じ歌句ではないかとする、石神遺跡出土木簡が、同月二十三日付で、同じく卷十・二二〇五と同じ歌句とみられる京都馬場南遺跡出土木簡が報告された。

なお、前者については、森岡隆によつて月刊『書の美』七三号（二〇〇八・四）に発表されている。

注3 犬飼（二〇〇八）や、注1シンポジウムにおける内田賢徳の発表に、『源氏物語』若紫巻における、このつがいの利用についての言及があり、本稿の記述もこれによるところが大きい。

注4 これらの研究については、栄原二〇〇七、犬飼二〇〇八に多くの研究文献が示されており、本稿もそれに多くをおつている。

注5 ここでいう「手習い」とは、文字習得のための習書だけでなく、ウタを書くための習書やためし書き、あるいは、筆おろしのためのためし書き、落書きなどの手すきなど、淨書も含めて、何らかの形で（文字によって表現するという意図ではなく）「書くことにより、文字が練習される書記」のことを考へている。

【引用文献】

犬飼隆（二〇〇五）『木簡による日本語書記史』（二〇〇五、笠間書院）

犬飼隆（二〇〇八）『木簡から探る和歌の起源』（二〇〇八、笠間書院）

栄原永遠男（二〇〇七）『木簡としてみた歌木簡』（美夫君志 七五号、二〇〇七・一二）

栄原永遠男（二〇〇八）『歌木簡の実態とその機能』（木簡研究 三〇号、二〇〇八・一二）

森岡隆（二〇〇八）『万葉歌を記した七世紀後半の木簡の出現』（二〇〇八年度木簡学会研究集会発表資料）